

障害のある人の文化芸術活動を支援する ～障害者による文化芸術活動推進プラン～

担当：文化庁参事官（文化創造担当）

1 趣旨

文化芸術は、新たな価値を生み出すとともに、多様性を尊重し他者との相互理解を進める力を持っている。障害者が生み出す文化芸術活動には、作品や成果物そのものにとどまらない魅力があるだけでなく、既存の文化芸術に対して新たな価値観を投げかけるなど、多様な価値をもたらすものもある。

また、障害者本人だけでなく、周りの人々を幸福にするとともに、地域における多様な人々をつなぐとも言われている。

本来、文化芸術活動においては、障害の有無に関わりなく、誰もが対等に享受・創造する権利を持っている。障害者による文化芸術活動を推進することで、現在生じている文化芸術活動への参加や創造する際の物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ちうる社会を構築することとなり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献する。さらに、我が国の新しい価値の提案をもたらすと同時に、共生社会の実現に寄与するものである。

2 現状

- 近年の障害福祉分野と文化芸術分野双方からの障害者による文化芸術活動推進の機運の高まりを受けて、平成 30（2018）年 6 月「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）」が成立した。同法に基づき、関係省庁や文化芸術及び福祉関係者等の有識者による会議等を経て、平成 31 年 3 月、文部科学省及び厚生労働省は、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定・公表した。
- 計画策定に向けた議論の中で、障害者による文化芸術活動において、活動の際に生じる制限や障壁、文化・福祉・教育等関連分野の縦割り、障害者本人に十分な支援や情報が届かない、本人の意思が尊重されない、などの様々な課題が指摘された。また、現状では、このような実態について全国的に把握し、課題や改善策を明らかにするための基礎調査も十分であるとはいえないとの指摘もあった。
- そのため、基本計画では、より多くの障害者が鑑賞、創造、発表等の多様な文

化芸術活動に参加できるよう、幅広い障害者のニーズや多様な特性に応じた環境整備を促進していくことや、障害者による多様な価値を有する創造に対する支援を強化すること、地域において多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を地域に整備することを基本的な視点として、障害者による文化芸術活動の推進を図ることが必要とされている。

3 具体的方策と進め方

障害者による文化芸術活動について、鑑賞や創造、発表の機会の拡充や、権利保護の推進、文化芸術活動を通じた交流の促進、人材育成や情報の収集等について、基本計画の計画期間中において、特に2019年度は以下の具体的取組を進める。

① 障害者による文化芸術活動の推進に対する総合的な支援

障害者による文化芸術の鑑賞や創造、発表の機会の拡充していくため、全国でモデルケースとなるような取組や地域の社会参加が推進されるような取組に対して支援する。また、国内外への障害者による文化芸術活動の普及促進、諸権利への理解促進、サポート人材の育成などにも取り組む。加えて、障害者等への配慮を促進するため、全国的に影響のある大規模な文化イベント等における障害者への情報保障（日本語字幕、手話通訳、音声ガイド等の整備）等に対して支援を行う。

② 障害者が文化芸術を鑑賞できる機会の拡大に対する支援

美術館や博物館、劇場・音楽堂等において、多様な障害特性に応じたサービスの提供促進など、障害者が利用しやすい環境の整備を進める。

また、劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発事業等へ支援する中で、字幕・音声ガイド・多言語対応についても支援する。

聴覚や視覚に障害を持つ方々に、より多くの映画を鑑賞していただく場を提供する趣旨から、映画のバリアフリー字幕や音声ガイド制作に対して、支援を実施する。

さらに、音声ガイド制作、メディア芸術作品を障害者が鑑賞する際の環境づくりに関する調査研究を実施する。

③ 国の小・中学校、特別支援学校等の子供たちに対する文化芸術の鑑賞・体験機会の提供等

全国の小・中学校、特別支援学校等に、例えば著名なオーケストラや車いすダンスグループ等を派遣し、巡回公演や指導を行う等、一流の文化芸術団体や芸術家の派遣を通じて、子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供する。

④ 特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供

全国の高校生が芸術文化活動の発表を行う祭典である全国高等学校総合文化祭において、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場を提供する。

⑤ 文化芸術創造拠点の形成の推進

地方公共団体が主体となり、地域住民等による障害者等の文化芸術のシンポジウム、交流会等を開催し、共生社会づくりを行う事業等を支援する。

⑥ 障害者の芸術活動を支援する人材育成事業に対する支援

新進芸術家や芸術活動を支える人材の能力向上を目的とした事業の一環として、障害者による芸術活動を支援する人材育成事業に対しても支援を実施する。

⑦ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、障害者による文化芸術活動や社会包摂に資する文化芸術活動の拡充に向け、「日本博」などの文化プログラムを全国で展開するとともに、障害者による文化芸術活動を含む文化プログラムを認証する「beyond2020プログラム」を通じ、文化事業・活動へのバリアフリー対応等を促し、共生社会の構築を図る。

⑧ その他

地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定の状況について把握を行うとともに、必要に応じて支援を行う。

また、今後の施策に反映することを目的として、障害者による文化芸術活動の実態把握を行うための調査研究等を進める。